

# 公益財団法人 兵庫県営林緑化労働基金 林業三つ星経営体育成事業実施要領

制定 平成30年3月29日

## (趣旨)

**第1条** この要領は、林業労働者が木材生産や森林経営についての高度な技術や知識等を身につけ、働きがいを持って永く林業に従事できるよう、公益財団法人兵庫県営林緑化労働基金(以下「財団」という。)が、森林組合及びその他の林業事業体(以下「林業事業体等」という。)の役職員並びに県立森林大学校生に対し、定款第4条に基づいて行う各種研修事業の実施、並びに同事業を林業事業体等と共同して行う場合にあって必要な事項を定める。

## (事業内容)

**第2条** この要領による林業三つ星経営体育成事業で行う研修は、次のとおりとする。

### (1) 経営者育成事業

- ア 雇用管理研修
- イ 林業事業体コンプライアンス研修
- ウ 林業経営コスト管理研修

### (2) 森林施業プランナー育成事業

- ア 森林施業プランナー実践力向上研修
- イ 中堅職員スキルアップ研修

### (3) 現場指導者育成事業

- ア 伐木等指導者養成研修
- イ 高度現場技能者養成研修
  - ・森林情報高度化研修
  - ・林業機械高度化研修
  - ・作業班長等派遣研修
  - ・その他 理事長が適当と認めた研修
- ウ 林業作業士登録更新のための補完研修

### (4) 林業架線作業技術研修

2 前項に掲げる「森林施業プランナー育成事業」及び「現場指導者育成事業」のうち、県立森林大学校研修課が実施する「高度化コース」と目的・科目・対象が重複するものについては、重複部分の運営・管理を受託して一体的に実施することができるものとする。

3 財団は、林業事業体等からの要望を受け、前項に掲げる「経営者育成事業」及び「作業班長等派遣研修」を当該林業事業体と共同して実施すること(以下「共催事業」という。)ができるものとする。

## (事業対象者)

**第3条** この要領による共催事業の対象となる林業事業体等は、次に掲げる者とする。

- (1) 「林業労働力の確保の促進に関する法律」(平成8年5月24日法律第45号)第5条により認定を受けた林業事業体等(以下「認定事業体」という。)
- (2) 認定事業体と同等の能力を有している林業事業体等で、理事長が必要と認めた者。

#### (事業経費)

- 第4条** 事業の実施にあたって経費の一部又は全部について助成を受け又は受託して実施した場合の事務処理については、助成者又は委託者の定める規程に従うものとする。
- 2** 共催事業にあつては、第3条に定める林業事業体等が財団と共催者となり、本要領の定めに従って事業を実施した場合、財団は、共催者である林業事業体等が当該研修の実施に関して支出した経費の一部又は全部を支払うことができるものとする。
- 3** 前項の規定による財団の負担割合は10/10以内とし、支払金額は千円未満切り捨てとする。

#### (事業実施要望の提出)

- 第5条** 第2条第3項に定める共催事業を実施しようとする林業事業体等(以下「共催林業事業体等」という。)は、林業三つ星経営体育成事業実施要望書(様式第1号)を公益財団法人兵庫県営林緑化労働基金理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。

#### (事業の実施通知)

- 第6条** 理事長は、受理した事業実施要望書の内容及び実施にかかる積算経費等を審査し、本事業の趣旨に照らして適正であるとして実施を決定したときは、共催林業事業体等に対し林業三つ星経営体育成事業の実施通知(様式第2号)を行うものとする。

#### (事業の実施)

- 第7条** 前条の実施通知を受けた共催林業事業体等は、通知内容に沿って事業を主管して実施し、理事長は、その実施について技術及び予算執行上必要な指導を行い事業の完遂を図るものとする。

#### (実施報告)

- 第8条** 共催林業事業体等は、事業が完了したときは、林業三つ星経営体育成事業実施報告書(様式第3号)を理事長に提出するものとする。

#### (助成金の支払い)

- 第9条** 理事長は、受理した実施報告書を審査し、適正と認めたときは林業三つ星経営体育成事業助成金請求書(様式第4号)により助成金を交付する。

## 附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

平成 年度 林業三つ星経営体育成事業(〇〇〇〇育成事業)

〇 〇 〇 〇 研 修 実 施 要 望 書

第 号  
平成 年 月 日

公益財団法人兵庫県営林緑化労働基金  
理事長 様

住 所  
事業体名  
代表者名 印

林業三つ星経営体育成事業実施要領第5条の規定に基づき、平成 年度 林業三つ星経営体育成事業(〇〇〇〇育成事業)〇〇〇〇研修 実施要望書を提出します。

記

1 事業計画

(1) 研修の目的と内容	
(2) 講 師	
(3) 対象者・人数	
(4) 実施予定時期・日数	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 ( 日間)
(5) 研修場所	
(6) その他必要事項	
(6) 概算経費	千円

- (注) 1 研修の目的と内容欄には、コンプライアンス、経営コスト管理、特殊伐採技術、採材・搬出、刈払い機目立て、安全作業、高性能林業機械操作・メンテナンス、作業道作設等の別を記載してください。  
2 講師欄には、氏名のほか所属、役職を記載してください。  
3 概算経費には別紙内訳を添付してください。

平成 年度 林業三つ星経営体育成事業(〇〇〇〇育成事業)

〇〇〇〇研修に要する経費の内訳

節の区分	金額 円	左の負担区分		積算内訳
		財 団 円	林業事業体等 円	
旅 費				
謝 金				
需用費				
役務費				
委託料				
使用料 ・ 賃借料				
合 計				

平成 年度 林業三つ星経営体育成事業（〇〇〇〇育成事業）

〇 〇 〇 〇 研 修 実 施 通 知

兵林労第 号  
平成 年 月 日

様

公益財団法人兵庫県営林緑化労働基金  
理事長 印

平成 年 月 日付け 第 号で提出のあった平成 年度林業三つ星経営体育成事業（〇〇〇〇事業）〇〇〇〇研修 実施要望については、適正と認め、下記のとおり実施します。

記

- 1 研修内容
- 2 講 師
- 3 対 象 者
- 4 実施時期
- 5 研修場所
- 6 概算経費

平成 年度 林業三つ星経営体育成事業（〇〇〇〇事業）

〇 〇 〇 〇 研 修 実 施 報 告 書

第 号  
平成 年 月 日

公益財団法人兵庫県営林緑化労働基金  
理事長 様

住 所  
事業体名  
代表者名 印

平成 年 月 日付け兵林労第 号で実施通知のあった平成 年度林業三つ星経営体育成事業（〇〇〇〇事業）〇〇〇〇研修を下記のとおり実施したので、同実施要領第8条の規定に基づき報告します。

記

1 事業計画

(1) 研修の目的と内容	
(2) 講 師	
(3) 対象者・人数	
(4) 実施時期・日数	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 ( 日間)
(5) 研修場所	
(6) その他必要事項	
(6) 事業に要した経費	

- (注) 1 研修の目的と内容欄には、コンプライアンス、経営コスト管理、特殊伐採技術、採材・搬出、刈払い機目立て、安全作業、高性能林業機械操作・メンテナンス、作業道作設 等の別を記載してください。  
2 講師欄には、氏名のほか所属、役職を記載してください。  
3 対象者・人数欄には、受講生の氏名、所属、年齢を記載した名簿を添付してください。  
4 実施予定時期欄には、研修の始期と終期及び実施した日数を記載してください。  
5 研修場所には、現地を使用した場合は1/5,000地形図に区域を示したものを添付してください。  
6 事業に要した経費には別紙内訳を添付してください。

2 事業の完了年月日 平成 年 月 日

平成 年度 林業三つ星経営体育成事業(〇〇〇〇事業)

〇〇〇〇研修に要した経費の内訳

節の区分	金額 円	左の負担区分		積算内訳
		財団 円	林業事業体等 円	
旅費				
謝金				
需用費				
役務費				
委託料				
使用料 ・ 賃借料				
合計				

平成 年度 林業三つ星経営体育成事業（〇〇〇〇事業）

〇 〇 〇 〇 研 修 助 成 金 請 求 書

金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、平成 年度林業三つ星経営体育成事業（〇〇〇〇事業）〇〇〇〇研修助成金として、同事業実施要領第9条の規定に基づき請求します。

平成 年 月 日

公益財団法人兵庫県営林緑化労働基金  
理事長 様

住 所

事業体名

代表者名

印

振込先口座番号

\_\_\_\_\_ 銀行 \_\_\_\_\_ 支店  
普通・当座 番号 \_\_\_\_\_  
口座名義名 \_\_\_\_\_



## 林業三つ星経営体育成事業の研修〈概要〉

### (1) 経営者育成事業

#### ア 雇用管理研修

事業体の経営者・役員層及び雇用管理担当者を対象に、労働者の募集から採用、労働条件・適正配置・人材育成・給与体系整備等について専門家を講師とする集合研修・個別相談。

#### イ 林業事業体コンプライアンス研修

事業体の経営者・役員層及び管理職等を対象に、法人の社会的使命・責任・法令遵守等について各事業体個別に研修。

#### ウ 林業経営コスト管理研修

事業体の経営者及び管理職等を対象に、事業体個別の経営分析・診断に基づき、健全な経営体制の確立に向けて経営者層のマネジメント力の向上を目指した研修。

### (2) 森林施業プランナー育成事業

#### ア 森林施業プランナー実践力向上研修

事業体において施業提案業務に携わる職員を対象に、タブレット端末を用いた森林所有者に分かりやすい施業プラン提案手法を習得する研修。

#### イ 中堅職員スキルアップ研修

管理職及び管理職を目指す中堅職員を対象に、組織マネジメントやICTの知識、コミュニケーション力や課題解決力など職場のリーダー、中堅職員として必要なスキルアップを図る。

### (3) 現場指導者育成事業

#### ア 伐木等指導者養成研修

現場で新人教育にあたる作業班長等を対象に、正しい伐倒作業方法を具体化・言語化し、新人への適切な指導方法を実地で体得する研修。

#### イ 高度現場技能者養成研修

一般現場技能者及び県立森林大学校生を対象に、専門家や先進事業体の作業班長等を講師として現場に派遣する等により実地訓練等の研修。

- ・森林情報高度化研修(デジタルコンパス測量・ドローン操作・GPS測量・QGIS活用)
- ・林業機械高度化研修(作業道作設の基本土工・排水施設の施工・簡易構造物の作設)
- ・作業班長等派遣研修(特殊伐採技術、採材・搬出技術、刈払い機の目立て、安全作業、ツリークライミング、ロープワーク、高性能機械のメンテナンス 等)
- ・その他 理事長が適当と認めた研修

#### ウ 林業作業士登録更新のための補完研修

国が規定する研修修了者の名簿である林業作業士(フォレストワーカー)登録の更新にあたり、当初登録時以後に必要な資格取得のための研修等。

### (4) 林業架線作業技術研修

基幹的な林業作業技術者になりうるレベルにある現場技能者を対象に、林業架線作業主任者免許を取得するために必要な科目の講義と演習及び林業架線の敷設・運転を実習する。